

- [留意事項]・全ての評議員の名前を記載すること。
- ・二には、法人の職員である評議員の名前を全て記載すること。その際、法人の職員である評議員は評議員総数の三分の一を超えていないことが必要であることに注意すること。
 - ・三は、該当する設置校がなければ記載不要。